

肝炎患者の生活保護申請を門前払いし、非代償性肝硬変患者から、治療を受ける機会を奪った舞鶴市の生活保護行政に関しての要請書

2012年6月27日

舞鶴市長 多々良 良三 様

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会

京都肝炎友の会

舞鶴市での肝硬変患者の山川一郎さん（仮名）の、生活保護申請に関する黙過できない事態に関し、以下の点について対応いただくよう要請します。よろしくお願ひします。

なぜ要請することになったのか

病名・病歴

山川一郎さん（仮名）は、東舞鶴に住む50代前半の男性です。C型肝炎ウイルスに感染している。判明したのは、2005年頃で、勤務する会社の定期健康診断で再検査となり「C型肝炎ウイルス性肝炎」で「肝硬変」との診断を受けた。そのような診断を受けたが、「少し疲れやすいか」とは思っていたが、「病人」との認識は全くなかった。

現在は非代償性肝硬変で、合併症として食道静脈瘤・腹水が発生し、腹水の発生により腹圧が上昇しヘルニア症も生じている。

これまでに、食道静脈瘤の破裂を1度経験し救急搬送され緊急治療を受け、その後、静脈瘤の状況は継続し、破裂の予防的入院治療を1度行っている。

また、ヘルニアの治療の手術による治療を2回行っている。

肝硬変の治療は、インターフェロンによる抗ウイルス治療を半年間行った。ウイルスの数値は減少したがウイルスを完全に消すことができず、「これ以上やっても同じ」との医師の判断でそれ以上の投与は行われなかった。その後は、対症療法として肝底護剤

を使用した治療を行っている。

入院治療の経過としては、このようになる。

- ①インターフェロン治療（2005～6年頃）
- ②そけいヘルニア（入院手術 2010年頃）
- ③食道静脈瘤破裂（救急搬送 入院治療）
- ④そけいヘルニア（入院）
- ⑤食道静脈瘤、予防的治療（入院治療、2011年7月）

山川一郎さんは、現在、治療を舞鶴医療センターで行っている。

食道静脈瘤があり、いつ破裂するかも判らないので、肝庇護剤を使用した治療と合わせ、現在も治療を行っている。腹水が生じ苦痛で、利尿薬を服用している。

医療費は入院時の治療費も含め大きな負担になって、生活が困難。5月31日に予約をしていた外来通院は、治療費を支払う金がなくキャンセルした。（6月24日現在も通院できていない）

借金は、生活保護の申し込みに行った時、申請用紙を渡さず、生活福祉資金の借入を指導され、それで医療費を払ったが、その返済も現在の治療の障害になっている。

職歴

山川一郎さんは、通信販売も行う物販会社に勤務し、商品管理、出荷実務＝大きな家具など重量物の整備、梱包、車への積み込み等が主な仕事。

社長は理解のある方で、入院治療が続いても何かと対応をしてくれた。しかし、多くの食道静脈瘤が発生し、主治医から入院治療をすすめられ、これ以上入院を繰り返すことを勤務しながらするのは無理だったし、体調も悪く、勤務を続けることはできなかった。そのため、2011年6月に退職せざるを得なかった。

退職後も体調を見ながら、可能な日には、1日2～3時間の「手伝い」的な仕事をしているが、体調が悪く、また、激しい仕事はできないため定職には就くことができない。

生活保護申請の経過

山川一郎さんは、食道静脈瘤の治療の入院治療が終了した時、生活保護を舞鶴市役所に申し込んだ。

その際、対応したA職員氏は、生活保護の申請書を渡さず、生活福祉資金という融資があるのでそれを活用するよう指示した。

山川一郎さんは、融資を申し込み、その金で医療費を払った。（9万円借り入れ。2011年9月30日から、1か月1660円の返済が始まっている）その後1か月ほどして、生活が実際にできない実情を訴えることにより、生活保護の申請がようやく受け付けられ、失業給付が始まるまでの間、3～4か月程度生活保護を受給した。

その後、失業給付が計90日分あったので、なんとか治療、生活を続けた。

その後も体調に応じたアルバイトを一日2～3時間程度行い、生活をつないできた。

しかし、山川一郎さんは、このままでは治療が続けられず生活も困難なため、4月の下旬に舞鶴市役所に再度生活保護をと申し込みに行った。

その際、舞鶴医療センターの診断書を、「生活保護を申請します」と言って、4月25日に「非代償性C型肝炎 食道静脈瘤 自宅療養と内服薬による治療」と記載された診断書を受け取り、4月の後半に舞鶴市役所に行き、A職員に提出したが、A職員は、診断書を見はしたが、受け取る、コピーすることもせず、「働くように」と指導し、生活保護の申請書を渡さず、申請を受け付けなかった。

4月は2回申し込みに行ったが二回目も、「働け」を繰り返す。「働けと言うが、体調がそれどころじゃない。金もない、病院も行けない。なんとかしてくれ」と訴えたら、A職員は、「ゴールデンウイーク明けに来い」とようやく言った。

5月に2～3回舞鶴市役所に生活保護の申し込みに行ったが、対応したA職員は、「ゴールデンウイーク後に来い」と言ったにも関わらず、やはり「働け、働け」「フルに働くことは無理だが短時間でも働け。その姿勢を見せたら 残りは見てやる」と、生活保護の申請用紙も出さず、申請を受け付けなかった。

ゴールデンウイーク前後に申請を受け付けていたら、5月31日の診察を断念する事はなかった。

申請を受け付けさせた経過

山川一郎さんは、舞鶴ウイルス性肝炎を考える会の会員になっていたのに会報が送られてきていたが、生活のため転居したため、会報が届かなくなり、同会会長の所に戻った。そのため、同会は、病気が重くなり、いなくなったのかと心配し、何故郵便物が届かないかを調べた。

その結果、仕事をやめ、転居し、治療を受けるのも大変だが、生活保護を受けて何とかしようと市役所に行ったが、門前払いで困っているということを知った。

その事態が判明したのが6月19日であったため、直ちに同会会長が、八方に手を打ち調査をした。

その上で、山川一郎さんは、6月21日舞鶴市役所に生活保護の申し込みに出向いた。すると、最初はA職員が出てきたが、申請に来たと告げたら、今回はA職員以外の職員が申請用紙を渡し受け付けた。

これまで4～5度も生活保護の申請に行きながら、申請書さえ渡さず、申請を拒否していた市役所が、この日何故態度を変えたのか。それは、前日に、舞鶴市役所で600円しか持たない妊娠中の母子家庭の女性の生活保護の申請権を侵害する生活保護の申請拒否問題が明らかになり、4～5月の不当な態度を繰り返すことができなかつたためとしか考えられない。

6月21日、舞鶴市役所からは、これまで4～5回申請に行っても申請用紙さえ渡さず、申請拒否を行ってきたことに対する謝罪はなかった。

生活保護申請の意思を舞鶴市に明確に示したのは本年4月末であり、すでに2か月ほ

ど経過している。

家族は母親と妹いるが扶養能力はない。2011年に生活保護を受給しており、生活保護を受ける資格が有るかないかの基本的な調査を舞鶴市はすでに行っている。舞鶴市は一刻も早く、生活保護の申請に対する判断を示すべきである。

以上の経過から、次の点を要請します。

健康福祉部福祉援護課業務に関する要請内容

- ① 生活保護を受給したいことを明言して舞鶴市役所に行ったにも関わらず、直ちに申請書を渡さず、申請が有ったと対処しなかった。これは、生活保護の申請権の阻害である。このような行為は直ちにやめること。

生活保護の申請書は、市役所の誰でも取れる所に置くこと。

- ② 深刻な疾病で十分な就労ができないために、生活ができず、大切な治療がおろそかになり、生命にも関わる事態であるため生活保護の申請に来ているにもかかわらず、「働け」と指導し、働いたら生活保護も可能かと匂わせる対応は許されるものではない。肝硬変、慢性肝炎等の疾病を持つ方の生活保護の申請は、生命にかかわるものであるということ正しく認識し、この様な行為も直ちにやめること。

- ③ 安定的な就労が困難な肝硬変という疾病である生活保護の申し込み者に対し、生活保護の申請を受け付けず、融資＝借金を勧めることは、住民の安定的な生活を奪い、疾病の悪化にも直結するものであり許されない。直ちに改善するとともに。

- ④ 山川一郎さんは、2012年4月に生活保護の申請を明確に舞鶴市に行っており、本日でほぼ2か月経過している。これは、生活保護法で定められた期限を大幅に超過しており、直ちに結論を示すこと。

- ⑤ 全ての職員・関係者に、肝炎、肝硬変、肝がんの特徴を正確に徹底し、今回の様な患者への不当な対応が二度行われることのない様にする。

健康福祉部健康増進課関連業務に関する要請内容

- ① 生活困窮のため必要な治療を受けられない肝炎、肝硬変、肝がん患者はこの例だけではない。また、この疾病以外でも同様の例が発生している可能性がある。健康増進課を中心に舞鶴市として、実態を把握し、対応すること。

- ② 生活保護の申請をするために舞鶴市役所に申し込んでも、門前払いされ、結果として治療ができず、生命の危機に陥っている事態が二度と発生しないよう、健康増進課を中心に舞鶴市として健康福祉部福祉援護課の業務に問題がないか把握、是正するこ

と。

- ③ 国の行う医療費助成制度は、抗ウイルス治療等ごく限られた治療だけが対象で、その他の治療に関する支援は、京都府、舞鶴市では皆無である。

舞鶴市として、肝炎・肝硬変・肝がん患者の治療、生活を支援する制度を作ること。

- ④ 生活保護の申請受付等を行う職員が、肝硬変について正しく理解していれば、治療の重要性、就労の困難さは容易に理解できたはずである。肝炎、肝硬変、肝がんの特徴、治療の必要性を全職員に正しく教育、徹底し、その病状に応じた対応を行うようにすること。

- ⑤ 肝炎ウイルス検査の意義を市民に一層広く徹底し、全市民が早期に受検するよう、可能な対策を講じること。

京都府に対し、府内のすべての医療機関を肝炎ウイルス無料検査の委託機関とするよう要請すること。